

令和2年度（公社）さくら市シルバー人材センター事業計画

1 基本方針

我が国において、人口減少、少子・高齢化が進む中、高齢者の労働力は貴重な社会資源であり、あわせて高齢者が生き生きと活躍できる「生涯現役社会」を築いていくことが重要となっている。

このような中で、シルバー人材センターは高齢者が長年培ってきた知識・経験・技術を生かし、生涯現役社会の実現に向けて、地域における高年齢者の活動拠点として、さくら市内の働く意欲のある高齢者の希望に応じ、「臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務」に係る就業の機会を確保し組織的に提供することにより、働くことを通して生きがいの充実と健康と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するために「シルバー人材センター事業」を実施する。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

さくら市内の高年齢者にふさわしい、臨時的かつ短期的又は軽易な業務の就業機会（雇用を伴わない、請負・委任の形式による）を、組織的に確保して、就業の機会を提供する。

① 請負・委任

民間事業所や公共機関・一般家庭から、高年齢者にふさわしい仕事を請負・委任の形式で業務を受託し、会員に提供する。

② 職業紹介

財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と職業紹介事業実施に関する協定を締結し、60歳以上の求職者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る雇用就業を紹介する。

③ 労働者派遣

財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と労働者派遣事業実施に関する協定を締結し、派遣労働を希望する会員に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る派遣労働を提供する。

(2) 就業機会確保事業

働く意欲のある高年齢者にふさわしい、就業機会を組織的に確保するために、次の事業を実施する。

① 普及啓発事業

高年齢者の就業機会を提供・確保していることを広報・周知し、働く意欲のある高年齢者の入会促進と提供する業務募集を広報する。

ア 対象 さくら市内の一般市民、事業者

イ 入会促進

- ウ 業務募集
 - エ 案内書の作成と頒布
- ③ 安全・適正就業推進事業
- 就業中の事故が多発したことから、安全就業の徹底を図るとともに、受注した仕事については法令を遵守した就業となるよう次の取り組みを行う。
- ア 対象 会員
 - イ 安全・適正就業パトロール
- 安全・適正就業委員会と指導員によるパトロール
- ③ 就業開拓事業
- 就業開拓員を配置し、民間事業所や公共機関から、高年齢者に相応しい仕事の受注を確保するために、次の取り組みを行うことにより、就業先の拡大を図る。
- ア 対象 さくら市内の事業者
 - イ 開拓計画 個別訪問
- 3 法人運営
- 定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。
- ① 理事会
- 事業執行状況や会員の入会承認など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために、年3回程度開催する。
- ② 総会
- 定時総会を6月に開催する。